

# 第4次猪名川町行政改革大綱改訂版

平成20年3月改訂  
猪 名 川 町

## 目 次

第1章 行政改革大綱の策定にあたって	1
第2章 行政改革の推進方針	2
第1節 改革の基調	2
1．住民と行政の協働によるまちづくりの推進	2
2．効率的で効果的な行政運営の推進	2
3．時代に則した組織と人材育成	2
4．健全な財政基盤の確立	3
第2節 推進体制と推進期間	3
1．推進体制	3
2．推進期間	3
第3章 重点取組事項	4
第1節 事務事業の整理統合と資産の有効活用	4
第2節 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	4
第3節 定員管理の適正化	4
第4節 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	4
第5節 第三セクターの適正管理	5
第6節 経費節減等の財政効果	5
第7節 住民参加と協働の推進	5
第8節 人材育成の推進	6
第9節 情報化の推進による行政サービスの向上	6

## 第1章 行政改革大綱（第4次改訂版）の策定にあたって

本町は、効率的な行政運営の推進及び住民サービスの向上を図るために、これまで昭和60年、平成7年、平成12年そして平成15年の4度にわたり、行政改革大綱を策定して事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化などの行政改革に集中的に取り組み、その成果をあげてきたところです。

本町においては、これまで大規模な住宅地開発を軸に、公共施設や道路を始めとした都市基盤整備に力を注ぎ、施設整備については概ね完了しつつあります。

今後は、これらを維持していく時代に突入し、施設の老朽化等による修繕・改修等の経費が町財政を圧迫することは明らかとなってきます。さらに、確実に進んでいく少子高齢社会への対応として、子育て世代への支援の充実、健康づくりや生きがいづくりの推進など、ハード面ではなくソフト面重視のまちづくりを進めていく必要があります。今後とも厳しい財政運営に直面することが予想されます。

一方、国においては、地方分権の拡大、<sup>さんみいつたい</sup>三位一体改革による地方への事務・事業や税源の委譲、国庫補助金・地方交付税の縮減等が進められ、さらに、県においては、平成30年度までの新行財政構造改革推進方策案が示され、組織・定員・給与、行政施策、行財政全般にわたり見直しを行うこととしております。

このような状況のなか、本町が住民とともに、魅力あるまちづくりを自主性と独自性を活かしながら推進し、さらなる発展をとげるためには、自らの責任において、これまで以上に行政改革に取り組む必要があります。そのため、時代にふさわしい行政運営を行うこととし、その指針となる行政改革大綱（改訂版）を策定します。

## 第2章 行政改革の推進方針

### 第1節 改革の基調

今回の行政改革の推進にあたっては、地方分権の一層の進展や住民ニーズの多様化に的確に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、住民サービスの一層の向上を図るため、次の4つを改革の基調として取り組むものとします。

#### 1．住民と行政の協働によるまちづくりの推進

個性的かつ魅力的なまちづくりを進めていくために、住民と行政の連携の必要性がますます高まっています。

住民と行政が協働したまちづくりを推進していくには、情報公開と情報提供を進めて行政の持つ情報と考え方を積極的に住民に説明し、行政への関心を高めてもらうとともに、住民と行政の交流と相互理解、さらに住民参加へと展開していくよう努めます。

そして、住民との対話からお互いの役割分担を明らかにし、ボランティアやNPO等を含めた住民の知恵を結集して、住民と行政のまちづくりの実現を目指します。

#### 2．効率的で効果的な行政運営の推進

地方分権による業務範囲の拡大などにより、今後の地方行財政を取り巻く状況は、さらに厳しいものが予想され、その中で本町が、その役割を十分に果たしていくためには、持てる資源や能力を最大限に活用していく必要があります。

また、社会経済情勢の変化を踏まえるなか、事務事業の統合や集約化などにより定員管理の適正化や、その業務の性格や内容を踏まえた給与の適正化など、一層の整理・合理化に努め、簡素で効率的な行財政システムの構築を推進します。

#### 3．時代に則した組織と人材育成

多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応していくため、社会経済情勢を把握し、常に効率的な組織機構となるよう努めます。

また、行政改革にあたっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない姿勢で、行政

サービスの向上、制度の企画立案に取り組むことが必要です。そのため、計画的な研修を行い専門知識や政策遂行能力を備えた職員の育成と多様な人材の確保により、時代の変化に対応した地方分権を推進します。

#### 4．健全な財政基盤の確立

三位一体の改革による地方交付税の削減など、地方公共団体を取り巻く財政状況は今後とも厳しさが予想される中で、継続的に行政サービスの水準を維持していくためには、安定した財源を確保し、健全な財政基盤を確立していくことが必要不可欠です。

そのため、事務事業全般にわたる徹底したコストの削減を図るとともに、受益者負担の適正化や、町有財産の有効活用、町税等における適正な賦課や徴収強化などにより、自主財源の確保に努め、将来にわたる安定的な財政基盤を確立します。

### 第2節 推進体制と推進期間

#### 1．推進体制

行政改革の着実な推進を図るため、猪名川町行政改革推進本部を中心として、年間を通じて進捗状況を取りまとめることにより計画的で着実な行政改革の進行管理に努め、職員一人ひとりが自覚と責任を持ち積極的に取り組むこととします。

具体的な取り組みについては、平成17年度に策定した「猪名川町集中改革プラン」に基づき、計画的な推進を図ります。

また、猪名川町行政改革推進委員会においても、本大綱及び同集中改革プランに照らし、進捗状況等含め行政改革全般に関し調査審議を行います。また、進捗状況等について、広報紙、ホームページ等により一層積極的に公開し、住民や関係者から行政改革の推進に係る意見要望等の聴取に努めます。

#### 2．推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成20年度から平成21年度までの2カ年間とします。

### **第3章 重点取組事項**

改革の基調を踏まえ、次の分野について重点的に取り組みます。

#### **第1節 事務事業の整理統合と資産の有効活用**

新たな時代の変化にともない、多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため、事業の縮小や統合も視野に入れた、効率的・効果的な事務事業の整理統合を推進します。

また、現存する地域資源、観光資源の有効活用に努めるとともに、保有財産の売却等も含めた資産の適正管理に努めます。

#### **第2節 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）**

住民サービスの向上が図られることに留意しつつ、人的資源・財政資源の有効利用による民間委託が適当な事務事業については、行政の責任を明確にしたうえで、積極的かつ計画的に民間委託を推進します。

また、公の施設について、民間ノウハウの活用を重点をおいた指定管理者制度の導入を推進します。

#### **第3節 定員管理の適正化**

具体的な数値目標を設定した定員適正化計画を事務事業の見直し、組織・機構の合理化、職員の適正配置に努めることにより、職員数の抑制に取り組むとともに、今後の社会経済情勢の変化を踏まえ常に定員適正化計画の見直しを行いながら、さらなる削減を目指します。

しかし、今後見込まれる国・県から市町への権限・事務移譲についても、定員適正化計画の目標数や取り組み内容を大きく左右することから、常に情報把握に努め柔軟に対応します。

#### **第4節 手当の総点検をはじめとする給与の適正化**

職員の給与制度については、住民の理解と支持が得られるよう、国における給与制度改

革の動きを見据え、職務や能力、実績を反映できる新たな給与制度を構築していく必要があります。

また、平成18年度から人事院勧告で示された給与構造改革を実施し、人件費の適正化を行うとともに、人事評価制度を導入し、公正かつ客観的な人事システムの構築を進めます。

## **第5節 第三セクターの適正管理**

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、町の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってまいりましたが、社会経済情勢の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

また、新たに指定管理者制度が導入され、公の施設管理に民間も参入することができるようになったことから、健全な経営を行い、公共サービスの一端を担う自立した会社運営を図ります。

## **第6節 経費節減等の財政効果**

歳入が伸び悩むなかで、自らの財政状況を分析したうえで安定した行政サービスを提供するため徹底した事務改善を進めるとともに、さらなる効率的で効果的な行政を行うため近隣の市町と広域連携を推進していくことで、財政負担を軽減し最大の効果を発揮できる取り組みを進めます。

## **第7節 住民参加と協働の推進**

地域コミュニティの自立を目指し、コミュニティ単位の助成制度の創設など協働を実践した取り組みを推進します。

住民、自治組織やNPO等の行政への参画と協働を促進するためには、こうした団体の組織や人材の育成が必要であり、これら個人や組織に活動の機会を提供し、併せて組織の育成に努めます。

## 第8節 人材育成の推進

地方分権の流れが一層加速する中で、多様な行政需要に的確に対応していくためには、職員一人ひとりの能力向上と意識改革、そして積極的な行動が必要です。

職員研修については、新しい研修手法の導入も含め、さらなる充実・強化や職員提案制度の積極的な活用により、職員の能力の向上を図ります。

## 第9節 情報化の推進による行政サービスの向上

インターネットや情報端末の普及にともない、行政サービスにおける情報化の推進は必要不可欠なものになっています。そのため、町内全域の光ケーブル敷設によるブロードバンド化を目指すとともに、本町に適した情報化の推進を図ります。

今後とも、適正な情報管理を念頭に置きながら、既存ネットワークの充実や電算システムの再構築、インターネットを活用した各種サービスの提供など、行政サービスの向上と事務事業の効率化を図ります。